明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄						
				令和三年度	令和四年度	令和五年度	令和六年度	令和七年度	令和八年度	令和九年度
第七十八条第一項第二号の第二、第七十八条第一項第二号の第三	沖縄県、奄美群島、特別豪雪地帯及び振興山村	第七十八条第一項第二号の第二、第七十八条第一項第二号の第三	百分の五十	百分の五十五	百分の五十五	百分の五十四（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十五）	百分の五十三（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十四）	百分の五十二（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十三）	百分の五十一（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十二）	百分の五十（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十一）
第七十八条第一項第二号の第二、第七十八条第一項第二号の第三	沖縄県、奄美群島、特別豪雪地帯及び振興山村	第七十八条第一項第二号の第二、第七十八条第一項第二号の第三	百分の五十	百分の五十五	百分の五十五	百分の五十四（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十五）	百分の五十三（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十四）	百分の五十二（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十三）	百分の五十一（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十二）	百分の五十（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十一）
第七十八条第一項第二号の第二、第七十八条第一項第二号の第三	沖縄県、奄美群島、特別豪雪地帯及び振興山村	第七十八条第一項第二号の第二、第七十八条第一項第二号の第三	百分の五十	百分の五十五	百分の五十五	百分の五十四（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十五）	百分の五十三（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十四）	百分の五十二（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十三）	百分の五十一（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十二）	百分の五十（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十一）

2　附則第六条第一項の次に次の一項を加える。

特定市町村の区域内において令和三年度から令和八年度までの間（特別特定市町村の区域内にあつては、令和三年度から令和九年度までの間。第四項において同じ。）にその工事に着手した土地改良事業であつて次の表の第一欄に掲げるもの（同表の第二欄に掲げる区域内において行うものに限る。）についての令和八年度（特別特定市町村の区域内にあつては、令和九年度）までの予算に係る国の補助に関する第七十八条第一項の規定の適用については、同条第二項の規定にかかわらず、同表の第三欄に掲げる規定中の字句で同表の第四欄に掲げるものは、同表の第五欄に掲げる当該工事に着手した年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄						
				令和三年度	令和四年度	令和五年度	令和六年度	令和七年度	令和八年度	令和九年度
第七十八条第一項第二号の第二、第七十八条第一項第二号の第三	沖縄県、奄美群島、特別豪雪地帯及び振興山村	第七十八条第一項第二号の第二、第七十八条第一項第二号の第三	百分の五十	百分の五十五	百分の五十五	百分の五十四（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十五）	百分の五十三（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十四）	百分の五十二（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十三）	百分の五十一（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十二）	百分の五十（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十一）
第七十八条第一項第二号の第二、第七十八条第一項第二号の第三	沖縄県、奄美群島、特別豪雪地帯及び振興山村	第七十八条第一項第二号の第二、第七十八条第一項第二号の第三	百分の五十	百分の五十五	百分の五十五	百分の五十四（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十五）	百分の五十三（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十四）	百分の五十二（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十三）	百分の五十一（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十二）	百分の五十（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十一）
第七十八条第一項第二号の第二、第七十八条第一項第二号の第三	沖縄県、奄美群島、特別豪雪地帯及び振興山村	第七十八条第一項第二号の第二、第七十八条第一項第二号の第三	百分の五十	百分の五十五	百分の五十五	百分の五十四（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十五）	百分の五十三（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十四）	百分の五十二（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十三）	百分の五十一（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十二）	百分の五十（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十一）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄						
				令和三年度	令和四年度	令和五年度	令和六年度	令和七年度	令和八年度	令和九年度
第十八条第一項第一号の第一、第十八条第一項第一号の第二	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県	第十八条第一項第一号の第一、第十八条第一項第一号の第二	百分の五十	百分の五十五	百分の五十五	百分の五十四（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十五）	百分の五十三（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十四）	百分の五十二（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十三）	百分の五十一（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十二）	百分の五十（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十一）
第十八条第一項第一号の第一、第十八条第一項第一号の第二	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県	第十八条第一項第一号の第一、第十八条第一項第一号の第二	百分の五十	百分の五十五	百分の五十五	百分の五十四（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十五）	百分の五十三（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十四）	百分の五十二（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十三）	百分の五十一（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十二）	百分の五十（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十一）
第十八条第一項第一号の第一、第十八条第一項第一号の第二	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県	第十八条第一項第一号の第一、第十八条第一項第一号の第二	百分の五十	百分の五十五	百分の五十五	百分の五十四（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十五）	百分の五十三（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十四）	百分の五十二（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十三）	百分の五十一（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十二）	百分の五十（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十一）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄						
				令和三年度	令和四年度	令和五年度	令和六年度	令和七年度	令和八年度	令和九年度
第十八条第一項第一号の第一、第十八条第一項第一号の第二	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県	第十八条第一項第一号の第一、第十八条第一項第一号の第二	百分の五十	百分の五十五	百分の五十五	百分の五十四（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十五）	百分の五十三（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十四）	百分の五十二（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十三）	百分の五十一（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十二）	百分の五十（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十一）
第十八条第一項第一号の第一、第十八条第一項第一号の第二	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県	第十八条第一項第一号の第一、第十八条第一項第一号の第二	百分の五十	百分の五十五	百分の五十五	百分の五十四（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十五）	百分の五十三（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十四）	百分の五十二（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十三）	百分の五十一（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十二）	百分の五十（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十一）
第十八条第一項第一号の第一、第十八条第一項第一号の第二	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県	第十八条第一項第一号の第一、第十八条第一項第一号の第二	百分の五十	百分の五十五	百分の五十五	百分の五十四（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十五）	百分の五十三（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十四）	百分の五十二（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十三）	百分の五十一（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十二）	百分の五十（特定市町村の区域内にあつては、百分の五十一）

（土地改良法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　特定市町村の区域（法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。附則第九条第一項において同じ。）内においてこの政令の施行の際現に施行されている土地改良事業であって、当該事業に要する費用につき令和二年度以前の予算に係る国の補助金が交付されたものについての令和三年度から令和八年度までの各年度（特別特定市町村の区域（法附則第六条第二項、第七条第二項又は第八条第二項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。次項及び附則第十一条において同じ。）内にあっては、令和三年度から令和九年度までの各年度。次項及び附則第九条において同じ。）の予算に係る国の補助については、なお従前の例による。